

## 郵送による転出届

河南町長 様

下記の住所に転出しました（転出予定です）ので、転出届を提出し、転出証明書を請求します。

届出年月日	年 月 日	異動（予定）日 （引越した日）	年 月 日
届出人氏名		電話番号	（ ） — <small>※平日9時から17時30分の間に連絡が取れる電話番号</small>
これからの住所	都道府県名から記載してください。		
	かた書（アパート名など）		
	これからの世帯主氏名		
いままでの住所	大阪府南河内郡河南町		
	かた書（アパート名など）		
	いままでの世帯主氏名		

ふりがな	転出する人の氏名	生年月日	性別	続柄	マイナンバーカード または 住民基本台帳カード
1		明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日生	男・女		有・無
2		明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日生	男・女		有・無
3		明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日生	男・女		有・無
4		明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日生	男・女		有・無
5		明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日生	男・女		有・無

○有効なマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方が転出される方の中にいる場合、転出証明書の交付を受けずに転入手続きができる「特例による転出」が可能です。

希望される方は□にチェック[✓]を入れてください。

マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用した転出を希望します。

後日、電話にて転出手続き完了の連絡をいたします。（転出証明書は発行されません。）

転入届出時、マイナンバーカードまたは住基カードを持参し、暗証番号（4ケタ）を入力する必要があります。

**※異動日から14日以上経過している場合、カード転出はできません。**

《送付していただくもの（□にチェック[✓]を入れてください。）》

郵送による転出届（この用紙）

届出人の本人確認書類（お持ちの方はマイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（顔写真付）・運転免許証・在留カード・保険証等）の写し ※通知カードは本人確認書類として使用できません。

返信用封筒（届出人の名前、宛先〔新住所または河南町の住所〕を書き、料金分の切手を貼ったもの）  
※特例転出または国外転出される方は、不要です。

印鑑登録証（カード）[お持ちの場合のみ]

## 《注意事項》

- この届出は必ず郵送で行ってください。配達日数と役場での処理日数が必要ですので、日数に余裕をもって請求してください。なお、印鑑登録証をお持ちの場合は、この届書と一緒にお願いします。
- 電話番号は、平日9時から17時30分間に連絡が取れる電話番号を記入してください。
- お送りいただいた転出届に記入漏れや不明な点がある場合は、電話確認いたします。確認ができない場合は、受付することができませんので、この転出届を返送します。
- 速達、簡易書留等での返送を希望される方は、返信用封筒に種別を明記のうえ、料金分の切手を貼ってください。
- 国民健康保険、介護保険、税金、児童手当等で手続きが必要な場合は、事前に担当課に確認してください。
- 転出の手続き完了後、電話連絡をいたします。マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを持って、転入先市区町村で転入手続きをしてください。その際、暗証番号（4ケタ）が必要になります。
- 転入手続きは異動（予定）日から14日以内かつ転出予定日から30日以内に行ってください。期限を過ぎると無効となり、再度転出手続きが必要になります。

## 《送付先・問い合わせ先》

〒585-8585 大阪府南河内郡河南町大字白木1359番地の6  
河南町役場 住民部 住民生活課 住民窓口係  
電話番号：0721-93-2500（内線123）